

平成 25 年 度

養 父 市 決 算 審 査 意 見 書

公 営 企 業 会 計

(氷ノ山国際スキー場事業特別会計)

養 父 市 監 査 委 員



養 監 第 48 号
平成 25 年 11 月 26 日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市監査委員 上 山 忠 彦

養父市監査委員 西 谷 昭 徳

平成 25 年度公営企業会計決算審査意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 25 年度養父市氷ノ山国際スキー場事業特別会計の決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類等を審査した結果、次のとおり意見を付する。

第 1 審査の対象

平成 25 年度養父市氷ノ山国際スキー場事業特別会計決算
(平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで)

第 2 審査の期間

平成 25 年 11 月 13 日から 11 月 21 日まで

第 3 審査の方法

決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が法令に準拠して調製されているか、計数は正確であるか、更に事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、かつ効率的に執行されたかに主眼をおき審査を実施した。

併せて、地方公営企業法の適用廃止に伴い本会計の閉め方にも配慮した。

第 4 審査の結果

公営企業会計の決算審査の結果は、以下のとおりである。

審査に付された会計の決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営状況及び財政状況をおおむね適正に表示している。

本年 8 月 1 日より当スキー場事業の管理運営を指定管理者制度に移行することに伴い、9 月 30 日を以て地方公営企業法の適用を廃止し、10 月 1 日から法の適用を受けない特別会計となる。会計基準の変更に伴い、地方公営企業法施行令第 6 条の規定に基づく決算を行ったものである。

現金主義の単式会計で、貸借対照表上の資産、負債、資本等の表示がなくなる特別会計に引き継がれることとなった。